

島本町教育委員会 会議録（令和6年第12回 定例会）

日 時	令和6年11月20日（水） 午前9時30分 ～ 午前9時50分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、杉谷久彌参事 （子育て支援課） （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	細見知子教育委員
委 員	
議 題	第40号報告 島本町職員定数条例の一部改正について 第41号議案 令和6年度教育費補正予算（案）について 第16号報告 事務局職員人事の臨時代理について
議 決 事 項	第40号議案、第41号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和6年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第40号議案「島本町職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第40号議案「島本町職員定数条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本議案については、島本町議会定例会議の提出にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、島本町長から本教育委員会の意見を求められているものであり、教育委員会の事務部局の職員に係る改正規定のみが審査対象となります。

始めに、資料の3ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の条例改正の改め文でございます。

続いて、5ページを御開きください。

まず、提案理由は、町長の事務部局の職員等の定数を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

6ページを御覧ください。

前回の教育委員会定例会の議案に係る内容として取り上げられていましたとおり、こどもすこやかセンター設置による事務の一部移管に伴い、教育委員会の事務部局の職員の定数を75人から73人に改め

るものでございます。

施行期日は、令和7年1月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

マイナス2名ということで、子ども子育ての移管に伴い、ということでしたが、ちょっと私も以前聞いていたと思うんですけども、兼務ではないということで、もう別々になるということではなかったのか。

教育こども部次長

機構改革が行われることは決まっておりますが、それに伴います人員の配置については、兼務となるのか否かも含めまして、人事部局においてこれから決定されるところでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第41号議案「令和6年度教育費補正予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課参事

それでは、第41号議案「令和6年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、令和6年12月13日から開かれる町議会12月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案資料 9 ページを御開きください。

始めに、歳出でございます。

次ページの歳出内訳説明書の事務局費、一般事務事業の会計年度任用職員報酬 103 万 5 千円、諸手当 58 万 4 千円につきましては、会計年度任用職員の人事院勧告及び育児休業取得職員代替により増額するものでございます。

次に、教育センター費、教育センター管理運営事業の会計年度任用職員報酬 44 万 8 千円、諸手当 9 万 1 千円につきましては、会計年度任用職員の人事院勧告により増額するものでございます。

次に、教育振興費（中学校費）教育振興事業の消耗品費 740 万 7 千円につきましては、採択替えをした中学校使用教科書の指導書等について、新たに購入するため増額するものでございます。

議案資料 11 ページを御開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

今回、1 件の債務負担行為を設定しております。

設定理由としましては、それぞれ、令和 7 年度当初から直ちに業務又は使用を開始できるよう、本年度中に契約を締結する必要があるため設定するものでございます。

教育総務課所管は以上でございます。

教育こども部次長 続きまして、子育て支援課所管分について御説明いたします。

歳出内訳説明書を御覧ください。

目：の上から 4 段目、幼稚園費でございます。

報酬及び職員手当等でございますが、いずれにつきましても人事院勧告による増額となっております。

子育て支援課所管分は以上でございます。

生涯学習課長 それでは引き続きまして、生涯学習課所管分について御説明いたします。

資料 9 ページを御開きください。

歳入の一番上、款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：教育費国庫補助金 節：社会教育費補助金（埋蔵文化財緊急調査費補助金）2 万 6 千円でございます。

会計年度任用職員の住所変更により費用弁償が増額となったことから、国庫補助の対象経費が増加することとなったものでございます。

続いて、資料の下段、歳出でございます。款：教育費 項：社会教育費 において3つの目で補正予算を計上しております。

資料10ページを御開きください。

表の中ほど、目：文化財保護費でございます。

文化財保護事業の報酬104万4千円、旅費20万3千円、遺跡範囲確認調査事業の報酬19万3千円、旅費5万2千円、文化財調査活用事業の報酬15万8千円、いずれも報酬は人事院勧告により会計年度任用職員の報酬を増額するもの、旅費は会計年度任用職員の住所変更によるものでございます。

次に1段下の目：歴史文化資料館管理費でございます。

報酬58万8千円、職員手当等17万7千円は、いずれも人事院勧告により会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当を増額するものでございます。

続いて、もう1段下の目：図書館費でございます。

報酬306万1千円、職員手当等79万2千円につきましては、いずれも人事院勧告により会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当を増額するものでございます。役務費の減額6万4千円につきましては、令和6年11月6日に、ふれあいセンターにひかり電話が導入されたことに伴い、ふれあいセンターで使用する電話料金が総務・債権管理課で一括して支出されることとなったため、12月分以降の電話代を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

報酬のところなんです、1番最後の説明のところ、(人事院勧告による増額)というふうにあるんですが、この人事院勧告っていうのを教えていただきたい。次の年のお給料ってもう決まっているものと思っているんですけど、そこで増額があり得るのかどうか、人事院勧告と

はどういう役割なのかを教えてください。

教育総務課参事

地方自治体の給与体系については、大きい自治体、例えば、人事委員会事務局というのを各自治体で持っておるところは、その人事委員会事務局の中で給与改定に並ぶ民間調査とかをしたりするんですけども、本町にそれはありませんので、国家公務員の人事院勧告に倣いまして、本町の方で給与検討すると。で、今回人事課の方で12月の定例会議の方で人事院勧告に伴う本町の給与体系の例規改正等を議案提出する予定としておりますので、そこで議決が可決されましたらその給与体系になるというところで、今回の人事院勧告については、今年度の4月にさかのぼって給与法の増額改定があったりですとか、あと期末勤勉手当の支給率の改定というところも人事院勧告が出ておりましたので、それに倣いまして本社の方でも各会計年度任用職員さんも含めて、金額の条例案が出ていますので、それに倣いまして補正予算というところも計上しているというところであります。

教育委員

ということは、ここである程度のお給料は決めていても、最終はその人事院勧告というか、そのところで決められたものに合わせていくという形で、必ず補正予算がこの時期に組まれてくるということでしょうか。

教育こども部長

人事院勧告なんですけど、国家公務員に対して国の人事院が民間準拠、「これ地方自治法地方公務員法にのって、民間に準拠した形、民間よりも公務員のベースが上がっていったらおかしいよ」ということで調査をすると。その調査の結果が大体毎年8月頃に人事院が勧告を出します。その勧告というのは、その当該年度、例えば、8月に出たのはここから先ではなくて、基本的にいうと、4月に遡った、今年度であれば令和6年4月からの給与体系について、民間と公務員との差でどうだ、というのが出ますので、そうなった今回は給料もそうですし、一時金、期末勤勉手当についても民間よりも公務員の方が低いという結果が出ましたので、その公務員のベースを民間のベースに上げてくるという結果が出ましたので、4月に遡って4月からの分の給与が、民間に合わせた人事院勧告で上げる分について、アップするということが人事院から勧告が出される、それに基づいて国の方で給与上げる

かどうかを決めるですが、地方の方も、先ほど出ましたように、小さな自治体では個別に調査ができませんので、国の人事院の勧告を受けて、それを見て国と同じように、基本的には給料を上げていくという考えがあるということで、今回12月に向けて人事課の方も検討した結果、国の人事院勧告に基づいて、島本町給与も上げていくべきだという判断が出ましたので、令和6年の4月に遡って給与を上げていく、その差額分を会計年度、そして職員に対しても支給することになるという流れでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。

第16号報告につきましては人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第16号報告につきましては、秘密会とすることに決しました。

それでは、第16号報告「事務局職員人事の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育子ども部長

〔「事務局職員人事の臨時代理について」について説明〕

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。